

予算特別委員会 文教福祉分科会

令和7年3月11日

1 議案の調査

- (1) 議案第4号 令和7年度千代田区一般会計予算（文教福祉委員会所管分）
- (2) 議案第5号 令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第6号 令和7年度千代田区介護保険特別会計予算
- (4) 議案第7号 令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

文教福祉分科会 予算調査について（案）

1 調査方法について

- (1) 理事者からの説明は、「予算（案）の概要」の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うこととする。
- (2) 原則として「目」ごとに質疑を受ける。
ただし、事項が少ない科目については「項」ごととする。

2 理事者の出席について

所管部調査日のみ出席とし、他の理事者は自席待機とする。

3 調査日程（文教福祉分科会）

月 日	午 前	午 後
3月11日 (火)	<u>保健福祉部</u> 一般会計【歳出】 「保健福祉費」中の項	<u>保健福祉部</u> 一般会計【歳出】 「保健福祉費」中の項 「諸支出金」中の保健福祉部所管部分 一般会計【歳入】 国民健康保険事業会計【歳入・歳出】 介護保険特別会計【歳入・歳出】 後期高齢者医療特別会計【歳入・歳出】
3月12日 (水)	<u>子ども部</u> 一般会計【歳出】 「子ども費」中の項	<u>子ども部</u> 一般会計【歳出】 「子ども費」中の項 一般会計【歳入】

4 分科会予算調査報告書について

「1 分科会で論議された項目」及び「2 総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付して3月18日（火）午前中に予算特別委員長へ提出する。

地域福祉交通「風ぐるま」運行事業者への補助金 ※

(円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	予算額
基本事業								
運行経費								
人件費や管理経費等から運送収入等を除いた金額	100,000,000	100,000,000	104,000,000	104,000,000	109,770,000	110,526,840	162,412,000	196,549,100
小計	100,000,000	100,000,000	104,000,000	104,000,000	109,770,000	110,526,840	162,412,000	196,549,100
付帯事業								
ルートマップ作成費用	900,000	429,000	900,000	0	900,000	275,000	900,000	900,000
停留所環境向上費用	1,750,000	811,140	1,050,000	2,018,049	1,050,000	1,132,709	1,050,000	1,050,000
車両修繕費及び改修費	4,593,000	617,100	4,000,000	0	4,000,000	3,066,273	6,838,000	4,000,000
小計	7,243,000	1,857,240	5,950,000	2,018,049	5,950,000	4,473,982	8,788,000	5,950,000
準備事業								
EVバス購入費用 *	—	—	—	—	—	—	29,150,000	—
EVバス充電設備購入費用 **	—	—	—	—	—	—	2,992,000	—
その他車両機器整備費	—	—	—	—	—	—	7,008,000	—
停留所整備費用	—	—	—	—	—	—	4,500,000	—
ラッピング費用	—	—	—	—	—	—	780,000	—
小計	—	—	—	—	—	—	44,430,000	—
合計	107,243,000	101,857,240	109,950,000	106,018,049	115,720,000	115,000,822	215,630,000	202,499,100
執行率	95.0%		96.4%		99.4%		—	—

※事業者への補助金のうちリフト付き福祉タクシー事業分を除く

* R6年度は、【国土交通省補助】地域公共交通確保維持改善事業費補助金8,833,000円、【都補助】EVバス・EVトラック導入促進事業助成金179,000円（合計9,012,000円）が事業者に補助されているため、これらを差し引いた金額で精算予定

** R6年度は、【国土交通省補助】地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,150,000円、【都補助】EVバス・EVトラック導入促進事業助成金135,000円（合計1,285,000円）が事業者に補助されているため、これらを差し引いた金額で精算予定

地域福祉交通「風ぐるま」のバス車両について

1 所有権について

バス車両については、運行事業者が購入しており、所有権も運行事業者が有している。

なお、事業終了後の車両の取り扱いについては、無償で区に譲渡等を行うか、車両を売却しその額を区に収めることになっている。

千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行事業に係る協定書

第 12 条の 2 乙は、前条の甲の補助により取得した車両等（以下「補助対象物」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、補助対象物に係る書類を、補助金の交付を受けた会計年度から 7 年間は保存しなければならない。

3 乙は、補助対象物を、その取得した日から 7 年間は運行事業においてのみ使用するものとし、甲の事前の承諾なく、運行事業以外の目的で使用し、他者へ譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

4 乙は、本協定期間において運行事業を行えなくなった場合又は本協定期間満了後に運行事業を行わなくなった場合は、甲の指示により、甲若しくは甲が指定する者に補助対象物を無償で譲渡若しくは貸与し、又は補助対象物を売却しその売却額を甲に納めなければならない。ただし、その取得した日から 7 年間を経過したときはこの限りでない。

2 EVバスの故障状況

○ 1 回目

運休期間：6月29日～30日、7月12日～8月11日 運休日計 25 日

内容：自動ドア【無償】 有償の場合の修繕費 50 千円程度

ハンドルチルト（高さ調整）【無償】 有償の場合の修繕費 15 千円程度

○ 2 回目

運休期間：9月26日～11月7日 運休日計 31 日

内容：自動ドア【無償】 有償の場合の修繕費 50 千円程度

※ いずれも修理自体は 1 日で完了したが、部品の調達や、修理員の確保に時間を要した。

※ 修理については、保証期間内のため、いずれも無償での対応となった。保証期間は車両の各部品によって異なり、最短で 1 年、最長で 8 年という設定となっている。

※ 運休期間は、予備車で対応し、運行に影響なし

出産・子育て応援事業の拡充について

1 事業概要

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うため、相談に応じ必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産や子育てに係る負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施している。

2 令和7年度の変更点について

(1)支給方法・金額の変更点

①出産応援ギフト・子育て応援ギフト

・出産応援ギフト：令和6年度はギフトカード5万円支給

令和7年度は妊婦支援給付金として現金5万円を支給

・子育て応援ギフト：令和6年度はギフトカード10万円支給

令和7年度は妊婦支援給付金として現金5万円、都からは赤ちゃんファーストギフトとして、ギフトカード10万円分を支給

②バースデーサポート

令和7年度は、5万円増額。支給方法は変更なし

(2)応援事業全体の流れ

時期	事業名称・支給種別		金額(出生年度)		
			～4年度	5・6年度	7年度～
妊娠届提出 → ままぱぱ面談					
	育児パッケージ	こども商品券	1万円分	1万円分	1万円分
	出産応援ギフト	ギフトカード	5万円分	5万円分	—
	妊婦支援給付金(一回目)	現金	—	—	5万円
出産 → 赤ちゃん訪問					
	赤ちゃんファースト	ギフトカード	10万円分	—	—
	子育て応援ギフト	ギフトカード	5万円分	10万円分	—
	妊婦支援給付金(二回目)	現金	—	—	5万円
	赤ちゃんファーストギフト	ギフトカード	—	—	10万円分
2歳の誕生日					
	バースデーサポート	デジタルギフト	1万円分	6万円分	
合計			22万円	22万円	27万円